

資料 3

令和元年度 第1回北本市廃棄物減量等推進審議会意見提出結果

1 意見募集期間

令和元年11月20日（水）から12月18日（水）まで

2 意見提出者数 1人

3 意見件数 9件

4 意見提出方法 直接書面による提出1件

5 意見内容

第1 事業名	
1 他自治体では事業名について「ふれあい」「まごころ」「パートナー」等の名称があるが、名称を市民等から広く募集してはどうかか。	「ふれあい収集」の名称が多いようです。事業名称の募集について、他自治体の手法を調査研究します。
第2 対象者	
2 他自治体同様ごみ出し支援制度の利用者を65歳以上に設定してはどうか。	高齢介護課と協議し、年齢が原因でのごみ出し困難は後期高齢者（75歳以上）に多い問題であると認識しております。実施後、多くの市民から対象者拡大の要望がありましたら再検討します。身体障がい者の方は年齢制限を設けていません。
3 制度対象者は「原則一戸建て住宅」とあるが制度を必要とする人は集合住宅に多いのではないかと。適用範囲に集合住宅を加えるよう見直してはどうか。 集合住宅でもエレベーターが設置されていないなどを条件に認めるのはどうか。	「原則一戸建て住宅」の表記としたのは、集合住宅は多くの場合敷地内にごみ集積所が設置されています。対して、戸建住宅は複数世帯で1つのごみ集積所を使用します。このことから、ごみ出し困難世帯が生じやすいのは戸建住宅であると想定したためです。 集合住宅であっても、自らごみ出しできず、周囲の協力も全く得られないような事例が発生した場合は制度の対象になる可能性があります。その際の運用は申請時に実情に応じて決定します。

<p>4 ごみ出し場所は集合住宅も戸建住宅も玄関ドア前に統一するのがよいのではないか。</p>	<p>ごみ出し支援制度はごみを「自らの敷地内」に排出する制度であり、集合住宅のドア前は「共有部分」となるため、ごみ出しの場所として市が指定するのは不適當であると考えます。</p> <p>排出場所は利用申請の際に利用者と協議し、ごみ出しに最適の場所とするようにします。</p>
<p>第3 対象品目</p>	
<p>5 ごみが屋外に置かれる時間はなるべく短いほうがよい。回収は通常のごみ収集のようにごみ種ごとに日を分けるのではなく、毎週1回一括回収する方法がよい。</p>	<p>回収方法については収集運搬業者とも協議のうえ決定してまいります。</p>
<p>6 屋外にごみを排出する以上、ごみネットや収集容器が必須であり、それは市で無償提供すべきである。</p>	<p>すでにごみ集積所へのネットの無償配布を実施しており、ごみ出し支援制度利用者も配布対象とします。</p> <p>収集容器に関しては無償配布を行っていないため実施しない見込みです。</p>
<p>第4 その他</p>	
<p>7 福祉部署と連携し、訪問収集時の安否確認をしてほしい。</p>	<p>収集時に安否確認をするよう努めます。</p>